

四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第50号

四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則（平成5年四日市市規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(処理手数料等の減免)</p> <p>第12条 条例第17条第3項の規定により処理手数料等を減額又は免除することができるものの範囲は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>その他市長が必要と認めるもの減額又は免除</u></p>	<p>(処理手数料等の減免)</p> <p>第12条 条例第17条第3項の規定により処理手数料等を減額又は免除することができるものの範囲は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>市長が公益上必要と認めるもの減額</u></p> <p>(3) <u>天災その他市長が必要と認めるもの減額又は免除</u></p> <p>2 (略)</p>

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

(環境部生活環境課)